

## 平成19年度 定期監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査  
 2 監査対象 総務部  
 総務課、広報情報課、人事課、職員研修所、IT推進課、防災対策課、  
 人権・同和課・人権学習センター・人権プラザ小牧・人権プラザ神前・人権プラザ赤堀・人権プラザ天白  
 3 監査実施期間 平成19年8月20日から平成19年8月23日まで  
 4 監査結果報告 平成19年11月5日

### 監査の結果(指摘事項)

### 措置(具体的内容)・対応状況

#### 【総務課】

(1)現金等の管理について 駐車券は金券であり、その受払いについても確認が必要とされているが、それがなされていないものがあつたので注意すること。【注意事項】	(注意事項につき回答不要)
---	---------------

#### 【広報情報課】

(1)備品の管理について 備品管理において、備品分類番号の入力誤りや備品ラベルの貼り間違いがあつたので注意すること。【注意事項】	(注意事項につき回答不要)
(2)収入事務について 市市等売払収入やコピー代金収入手続きにおいて、調定を翌日の払込時に行っているため、現金を受け取った当日に必ず調定したうえで払込書を発行すること。【是正改善事項】	【措置済】 平成19年7月25日 事前監査にて指摘を受けた日から、現金を受理した当日を調定日とし、払込書を発行することと改めた。

#### 【人事課】

(1)公印の管理について 公印台帳の副本に公印管守者及び公印取扱責任者並びにその取扱期間経緯の登載漏れがあつたので、四日市市公印規則に基づき適正に管理すること。【是正改善事項】	【措置済】 平成19年8月23日 公印台帳原本に基づき、記載漏れを是正しました。
---	---

## 【IT推進課】

<p>(1)支出事務について        前回の定期・行政監査において、「予算執行時に徴する見積書に記載漏れがあり、支払基準の要件となるため、日付の記入のある証拠書類を徴すること。」と注意事項として指摘されたが、改善されておらず、今回も散見されたので早急に改善すること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成19年8月21日        平成19年8月21日より、日付の記載がある見積書を徴しています。</p>
--	---

## 【人権・同和課、人権学習センター、人権プラザ小牧、人権プラザ神前、人権プラザ赤堀、人権プラザ天白】

<p>(1)支出事務について        三重県人権・同和教育研究大会に係る支出事務について、領収書の提出日の記載が漏れているものが見受けられた。提出日は支払いの基準となる要件であるため、日付けの記入のある証拠書類を徴するよう注意すること。【注意事項】</p>	<p>(注意事項につき回答不要)</p>
<p>(2)原課契約工事について        原課契約工事の支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用されているが、工事完了認定日から支払時期までの事務処理が遅延しているものが見受けられたので期間内の適正・迅速な支出処理を行うこと。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成19年9月1日        遅延防止法の期日の定めを工事ごとに確認し、適正、迅速に処理を行います。また、完成検査報告及び支払請求について業者に速やかな提出をもとめ適正な執行に努めます。</p>
<p>(3)補助金等交付手続きについて        自治会運営費補助金等の交付手続きについて、額の確定手続きを経ないで補助金が交付されているものが見受けられた。四日市市補助金等交付規則第15条の規定に基づき、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し交付すべき補助金等の額を確定し交付するよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成19年9月1日        補助金等交付規則にもとづき、実績報告の審査後補助額を決定し、申請者に決定通知を交付します。</p>

## 平成19年度 定期監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査  
 2 監査対象 総務部  
 総務課、広報情報課、人事課、職員研修所、IT推進課、防災対策課、  
 人権・同和課・人権学習センター・人権プラザ小牧・人権プラザ神前・人権プラザ赤堀・人権プラザ天白  
 3 監査実施期間 平成19年8月20日から平成19年8月23日まで  
 4 監査結果報告 平成19年11月5日

### 監査の結果(所見)

### 措置(具体的内容)・対応状況

#### 【総務課】

<p>(1)全庁的な法務能力の向上について        法令解釈の説明不足等により、市民との間にトラブルが発生し訴訟にまで発展するケースや制度改正の周知・説明不足などで市民からの信頼を損ねるケースなど、職員の勉強不足に起因するケースなどが発生している。当課は法務係を中心に「法律基礎研修」「政策法務研修」等を開催し、全庁職員の法務能力向上のために努力している。今後とも、職員の法務能力の向上に一層の努力を要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年5月2日        東海地域における法務担当職員の連携を図るため、東海地域7都市で「東海都市法務ネットワーク」を設立、平成19年度は2回の研究会を通じて研修、情報交換に努めた。また、「政策法務研修」に講師として大学教員を招へいするなど、研修内容の充実にも努めるとともに、庁内ノーツを通じて「行政法務基礎講座」を定期的に配信することにより、職員の法務能力の向上に努めている。</p>
<p>(2)文書集配室、印刷室のセキュリティについて        平成18年度から文書集配室の外部委託が開始され経費の削減が図られたが、委託化に伴い文書集配室、印刷室に不特定多数の人間の出入りが可能となるため、文書・印刷物の管理に問題が生じないよう注意すること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年3月27日        文書取扱主任会議において、文書集配室に文書を持ち込む場合や遞送を利用する場合には、文書を袋に入れるなどして個人情報や機密事項が人の目に触れることがないよう十分配慮するよう指導した。</p>

#### 【広報情報課】

<p>共通(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について        時間外勤務については、減少傾向にあり、努力の成果が見受けられるものの、依然1人当たり年平均で360時間を超える所属があり、また特定の職員に業務が集中している所属もある。ついては、労働基準法・労働安全衛生法など労務管理制度を所属長が十分理解・認識し職員の健康管理に注意しながらその徹底に努めるとともに、事務処理の簡素化や業務内容の見直し、応援体制の構築などに取組み、業務の効率性の面からも時間外勤務の削減に努めること。併せて、特定の職員に業務が偏らないよう特に注意すること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年5月2日        特定の職員に業務が偏らないように、業務分担の見直しを実施するとともに、課内で常に効率性を重視した業務遂行に努める。        なお、平成19年度においては、1人あたりの年間時間数360時間以内をクリアしている。</p>
--	--

<p>(1)契約事務について インターネットによる行政情報提供業務委託として、市のホームページの維持管理業務を委託しているが、CMS(情報提供システム)への移行に伴う業務量の減少が委託額に適正に反映されているかについて次回契約前に確認を行うこと。【検討事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年 5月 2日 現在の業務委託の内容は、情報の管理に関する部分がほとんどであり、CMSにかかる契約内容はわずかしかない。 今後も、ホームページの充実を図るため、CMSの利便性を生かし、積極的な情報の発信に努めていく。</p>
<p>(2)「広報よっかいち」の紙面について 「広報よっかいち」は、紙媒体の取扱いの便利さと市の情報を多くの市民に伝えることができるという意味で大きな影響力を持っている。しかし、広報紙のページ数の制約と情報量の増加によって、市民、特に高齢者にとって一番必要な「暮らしの情報」や「ミニ情報」の活字が小さくて見にくい印象があり、市民は必要な情報を求めており、多少経費がかかってもページ数を増やして見やすくすることを考えるべきである。さらに一方で、もっと自由な発想と職員の専門性を発揮して、市民が自然に手に取って読みたくするような紙面づくりに努力されたい。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年 5月 2日 「広報よっかいち」は平成18年5月にリニューアルし、縦書きを横書きに変え、従来の文字の大きさをひと回り大きくした。また、写真やカットを配置し、わかりやすく見やすいように努めてきた。今後も、広報紙の重要度を認識した上で、文字の大きさや情報の整理など、読みやすくなる工夫を常に考えていく。また、内容についても、市民の身近な話題などを採り上げ、より親しみのある広報紙づくりに努める。</p>
<p>(3)「広報よっかいち」の制作の委託化について 現在「広報よっかいち」の特集記事の制作を外部委託しており、さらなる委託化については課題の整理と検討を十分に行う必要があるが、情報発信における責任、コンセプト、セキュリティー、正確性及び公平性等は担保する必要がある。特に特集記事についてはその情報は大きな影響を与えるので、委託に際してはそうした点の精査を怠らないように注意すること。【検討事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年 5月 2日 「広報よっかいち」の特集の制作にあたっては、特集を企画する原課と当課が企画内容を打ち合わせした上で、制作委託を行っている。特集記事に対する説明責任や内容の正確性などについては、原課および当課が責任を持って監修を行っている。今後も、委託業者を含め、より質の高い記事の作成を目指していく。</p>
<p>(4)市の広報全体の把握について 各課から紙やインターネット等の様々な媒体を通して市民への情報提供を行っているが、市民はそのすべてについて市から発信された情報として受け取っている。四日市市全体で、どのような形でどのくらいの経費をかけて広報活動がなされているかについて把握をするとともに、ある程度の牽制も必要であると思われるので検討を行うこと。【検討事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年 5月 2日 ホームページについては、各所属が単独で管理するホームページも含め、全体の件数・金額を把握している。しかし、各所属単独で作成しているチラシやお知らせなどについては、その全体は把握していない。今後は、市から発信する情報について、広報広聴主任を通じ全体の把握に努めるとともに、精度の高い情報の発信を心掛けるよう啓発・努力していく。</p>
<p>(5)北勢5市の協議会作成の番組について 県の補助事業として北勢地域の5市で協議会をつくり、県内外に北勢エリアの魅力の情報発信を行う目的でテレビ局に委託して番組を制作し東海地区での1回限りの放映を行った。しかし、番組の著作権がそのテレビ局にあるため、ケーブルテレビでの再放送はもちろん番組を録画したビデオテープを市民が観ることもできない状況である。多額の公費負担によって作成された番組が有効利用されないのは問題であり、協議会を通じて番組を制作したテレビ局と当番組の活用について協議されたい。【検討事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年 5月 2日 このVTRの利用については、協議会からテレビ局に、市のPRとして貸し出しなど有効な利用についての要望をお願いしたが、著作権法上の制約があるため、容認できないとの回答を得ている。今後は、番組の有効的な利用の仕方について、検討していく。</p>

## 【人事課】

<p>共通(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務については、減少傾向にあり、努力の成果が見受けられるものの、依然1人当たり年平均で360時間を超える所属があり、また特定の職員に業務が集中している所属もある。ついては、労働基準法・労働安全衛生法など労務管理制度を所属長が十分理解・認識し職員の健康管理に注意しながらその徹底に努めるとともに、事務処理の簡素化や業務内容の見直し、応援体制の構築などに取組み、業務の効率性の面からも時間外勤務の削減に努めること。併せて、特定の職員に業務が偏らないよう特に注意をすること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年 5月 2日 時間外勤務の縮減については、人件費抑制、職員の健康に配慮するためにも、全庁的にその抑制を指示しているところであり、特に月平均30時間を超えるような所属については、時間外勤務適正化計画を策定させ、ヒアリングを実施し指導をしている。また、3ヶ月ごとに産業医による面接保健指導を実施し、職員の健康障害の防止に努めている。</p>
<p>(1)職場づくりについて 振替休日、年休の取得について人事課は全庁内へ指導、勧告する立場であるが、人事課そのものの休暇等の取得は少ない状況にある。職員の心・身の健康管理面から率先して休暇等を取得できる状況を作り、業務の効率化、能率化を図るために課内の応援体制を確立するなどチームワークのとれた職場環境づくりに努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年 5月 2日 福利厚生業務等の一部委託化により正規職員を減員し、平成19年度より係を廃止したところであり、円滑な業務遂行ができるよう業務分担の再構築を進めている。業務の閑散期におけるノー残業の励行に努めるとともに、年休計画表により計画的に心身リフレッシュの年休取得ができるよう努めている。</p>
<p>(2)定数管理と業務量について 正規職員の人員削減が進む一方で、嘱託・臨時職員の雇用が増大していることから、適正な人員配置や事務手順書の整備がますます必要となってきた。定型業務と非定型業務の区分や適正な業務分担を図る一方、市民との協働を含め業務のやり方そのものを見直し、保健所政令市、更には中核市への移行など将来を見据えて適正な定数管理に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年 5月 2日 正規職員の削減については、単に一律削減を行うのではなく、業務をゼロベースから見直し効率化・合理化を図るとともに、外部委託や指定管理者制度の導入などに取り組むことにより、適正業務量に配慮しながら行っている。保健所政令市移行分など業務増に対しては適正配置に努めているほか、団塊世代の退職に対応して再任用職員の活用を図っている。</p>
<p>(3)成績評価について 事務的業務は、職員を客観的に評価することは難しいところもあり、能力給の慎重な導入が望まれる。本市の目標管理成績評価に基づく新・人事考課制度についても、職員の意欲、やる気を起こさせ、働きがいのある職場環境づくりに資するといった目的達成のための検証も必要であり、より一層の研究をすること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年 5月 2日 現在、管理職を対象に目標管理手法による成績評価を実施し、勤勉手当及び昇給に反映させている。今後の人事考課においては、能力と実績を基本に、組織目標と職員の行動をリンクさせて人材の成長を促すとともに、評価基準の明確化や評価結果のフィードバックにより、評価に対する信憑性や納得性を高める必要がある。国の公務員制度改革も注視しながら、現制度の検証を行い、職員のやる気を起こさせる手法について継続して検討するとともに、評価対象職員の範囲拡大についても検討を行う。</p>

<p>(4)業務の外部委託について 平成18年8月から福利厚生業務の一部を外部委託し、正規職員を減員するとともに、委託作業内容・手順の見直しにより経費削減に努めていることは評価に値する。ただし、外部委託に際しては、職員の減員に伴う実質節減経費と業務委託費について精査し、費用対効果を見極めて推し進めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年5月2日 現状では、業務の定着度合いなどにより業務委託の費用対効果は大きくなる傾向にあると思われるため、更に今後、作業内容・手順の見直しを継続しその効果を高めたい。</p>
---	---

### 【職員研修所】

<p>(1)資格取得奨励金交付要綱について 資格取得奨励金交付要綱第4条で交付対象期間について、年度内に取得したもので対象期間を経過したものは申請を失うと規定されているが、年度末に資格取得したものは、申請するための必要書類の整理が物理的にも時間的にも無理なものもあり、交付申請の資格を喪失する恐れがあると思われるので、申請期間を資格取得後何日以内とするなど要綱の見直しを検討すること。また、奨励金の交付は年度末に一括で処理しているが、申請書受理後相当期間が経過しているものもあるので、受理後速やかに交付するよう検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成19年10月1日 「四日市市職員資格取得奨励金交付要綱」の一部改正（改正：平成19年10月1日 適用：平成19年4月1日）により、交付対象期間を当該年度内より、資格取得の日から1年以内に期間延長を行った。また、申請受理後速やかに処理手続きを行うなど職員が自己啓発に取り組みやすい環境づくりを行った。</p>
<p>(2)業務棚卸表について 業務棚卸表の指標は各研修すべて受講者の満足度になっているが、客観性に乏しく自己満足になってしまう可能性もあるので、講師の受講生に対する評価も指標に取り入れるなど、客観的に評価できる方法を検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年1月4日 客観的に評価できるよう、研修報告書の内容を変更するとともに、研修講師(外部講師)による受講生についての評価を実施することとした。</p>
<p>(3)研修の効果測定について 研修所研修、派遣研修、職場研修、自主研修の4つの研修を組み立てて実施しているが、研修にかけたコストとその時間拘束された受講者の人的コストに見合う効果をどのように測定するかは非常に難しいと思うが、大切なのは受講した研修が職場や業務でどう役立っているかである。そういう視点も取り入れて研修後の追跡測定やフォローの仕方について研究されたい。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年5月2日 受講生に対する研修後の行動変容度の評価導入について、研修受講後、所属長による他者評価について、内容・方法等の検討を進める。</p>

<p>(4)研修内容の見直しについて 各階層別研修やステージ研修で、全庁的行政課題として、市の中長期計画、人権・同和問題、多文化共生などの研修に取り組んでいるが、業務棚卸表の上位目的である「市民に信頼される職員」の達成に向けては、行政を取り巻く環境の変化に対応した研修内容の充実が求められている。法令遵守やリスクマネジメント、市民協働、更には経営感覚、コスト意識等に関する具体的な研修を実施するとともに、研修所が取り組むべきことと各所属ですべきことをきちんとすみわけ、効率的な研修の実施に努めること【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年5月2日 各階層ごとに必要な能力養成と組織全体に共通して求められる能力養成との調整を図りつつ、危機管理意識、市民との協働、説明責任能力、組織管理、人権意識、公務員倫理等について、地方分権時代に対応した、より実効性のある研修を実施し、職員の資質向上、意識改革の醸成を図って行く。また、予算編成の機会を通じて、各所属ごとで取り組むべき研修と、研修所で取り組むべき研修について、関係部局等と検討を進める。</p>
<p>(5)委託業者に対する研修について 外部委託等が進み、市民へのサービスが委託業者によるものになっているところも多くあり、公共サービスに関する委託業者の意識を高めることが欠かせないことから、委託業者に対する教育、研修について、各所管課への助言等サポートに努められたい。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年5月2日 施設管理を担っている指定管理者の職員についても、研修所主催の応急手当講習に参加可能であり、また、委託業者も含めた各職場における研修実施にあたり、要望に応じて研修資料・ビデオ等の提供を行うなどの支援を引続き行っていく。</p>

#### 【IT推進課】

<p>共通(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務については、減少傾向にあり、努力の成果が見受けられるものの、依然1人当たり年平均で360時間を超える所属があり、また特定の職員に業務が集中している所属もある。ついては、労働基準法・労働安全衛生法など労務管理制度を所属長が十分理解・認識し職員の健康管理に注意しながらその徹底に努めるとともに、事務処理の簡素化や業務内容の見直し、応援体制の構築などに取組み、業務の効率性の面からも時間外勤務の削減に努めること。併せて、特定の職員に業務が偏らないよう特に注意をすること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年5月2日 平成18年度については、住民情報システムの再構築業務など、一時的な大規模作業があったこと、また専門的な作業が多いため、時間外勤務の高止まりや個人間あるいは時期による偏りが生じた。 なお、常に外部委託の推進や事務作業の進め方、体制の見直しなどを行うことで、業務量の削減や、個人間の業務量バランスの平準化などに努めているところであるが、年々増加、拡大、細分化する業務に対し、職員数の削減、欠員などが並行して進む中、担当者の専門化、時間外勤務の増加はやむを得ない状況である。</p>
<p>(1)セキュリティ対策について 業務や組織体制に即して、情報や情報システムを管理する規則や手順、遵守する仕組みはセキュリティポリシーとして制定されているが、万一、情報の取扱に不備があると市民に多大な迷惑をかけることになるという意識を職員一人一人が持つように教育啓発に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年5月2日 教育・啓発については、新規採用職員研修やIT推進員会議などの場で集合研修を行うとともに、Eラーニングによるセキュリティ研修も実施している。 また、折に触れ、グループウェア上の掲示板にて、セキュリティ情報を提供し、セキュリティに対する意識の向上を図っている。</p>

<p>(2)危機管理について 情報の流出などの情報事故、また情報システムのダウンなどが発生した場合の対策をあらかじめ想定して準備しておくことが重要である。個人情報の流出が発生した場合は、早期に状況を把握し、被害者の保護を最優先に考えた対策が必要である。また、システムダウン時にはシステムやデータを早期復旧するための手順や、システム停止時の業務・サービスを手作業により継続する方法など、危機管理対策の一層の充実を要望する。 【努力要望事項】</p>	<p>【検討中】 平成20年5月2日 情報セキュリティポリシーの遵守事項の一つとして、緊急時対応計画の策定があり、これに基づいて、セキュリティ事故もしくはシステム(機器)障害等の事案発生(見込)時の行動計画を策定する予定である。この行動計画は、緊急時の連絡網・体制、事案発生時の報告事項、事案発生時の対応措置、再発防止計画などをまとめるものである。</p>
<p>【防災対策課】</p>	
<p>共通(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務については、減少傾向にあり、努力の成果が見受けられるものの、依然1人当たり年平均で360時間を超える所属があり、また特定の職員に業務が集中している所属もある。については、労働基準法・労働安全衛生法など労務管理制度を所属長が十分理解・認識し職員の健康管理に注意しながらその徹底に努めるとともに、事務処理の簡素化や業務内容の見直し、応援体制の構築などに取組み、業務の効率性の面からも時間外勤務の削減に努めること。併せて、特定の職員に業務が偏らないよう特に注意をすること。 【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年5月2日 平成17年度から引き続き、都市整備部、商工農水部、上下水道局の防災対策課兼務職員が注意報発令時の災害対応体制に従事することにより、夜間休日における時間外勤務の削減に努めているほか、気象情報から被害予測を行い合理的な体制で災害対応を行えるように努めている。 また、市民の防災意識が高くなってきていることから自主防災組織に対する補助申請等事務量が増加しているため、事務処理等の効率化を図り、業務内容や方法を見直すとともに、研修などを積極的に活用して、職員一人ひとりの能力の向上を図っていく。</p>
<p>(1)防災倉庫・水防倉庫の維持管理について 各地区に設置されている防災倉庫・水防倉庫の日常点検や備蓄品の品質保全等については、各地区自治会に業務委託しているが、市の責任部分と自治会の責任部分を明確にしておくことが重要であるのでこの点に留意されたい。併せて、市においても防災倉庫・水防倉庫を点検・確認する体制を検討されたい。 【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年5月2日 本年度は、防災教育センター職員により防災倉庫の点検を実施した。また、各自治会から提出された点検結果で不具合のあった倉庫については、その都度、防災対策課職員が確認を行っている。 来年度以降につきましても年1回以上、防災対策課職員等が倉庫の点検を実施していくように努める。</p>
<p>(2)事務量の削減について 時間外勤務が非常に多い要因のひとつとして、耐震補強や自主防災組織への補助金交付事務など内部の事務量が極めて多いことが挙げられる。増員が見込めないのであれば、補助金の統合、簡素化や一本化を図る、あるいは補助金交付業務を他へ移管するなどし、防災対策の本来業務に専念できるよう体制づくりに努められたい。 【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成20年5月2日 自主防災組織への補助要綱の見直し、補助要綱の統合を含めた検討を行い、事務の簡素化が図れるように努める。</p>



<p>(3) 国民保護計画に基づく研修・訓練について 平成19年3月に、武力攻撃等に伴う被害の最小化や市民の避難、救援を目的とした四日市市国民保護計画を策定したが、市地域防災計画とは災害の発生原因は異なるものの、災害の状態や災害への対処には類似性があるので、相互に合わせて活用すること。また、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を含めて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年5月2日 本年度につきましては、国民保護フォーラムを開催し、市民および職員に対して周知を図るとともに、四日市市国民保護計画に基づき、大規模テロを想定した図上訓練を三重県と共同して実施した。 今後も図上訓練など継続して行い、国民保護措置に係る対処能力の向上を図っていく。</p>
<p>(4) 市民・企業と一体となった地震対策の推進について 大規模地震対策については、「自助」「共助」の視点に立って、市民、企業と行政が一体となった地震防災に向けての積極的かつ計画的な相互協力の地道な積み重ねが不可欠である。特に、地域コミュニティの一員でもある企業の協力は不可欠であるので、企業等に対して防災マニュアルの作成や防災訓練の実施を要請するほか、引き続き市民防災リーダーの養成に努め、地域防災力の一層の向上に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年 5月 2日 地域の防災力の向上を図るため、大規模地震が発生したことを想定した、市民、企業、行政が一体となった総合防災訓練を実施している。 また、災害発生時に円滑な災害対応が行えるように、ライフライン企業等と協定を締結している。 今後は、協定を締結している企業や商工会議所等と今まで以上に連携を強化していくとともに、地域の防災リーダーを養成する四日市市防災大学を継続して開講し、卒業生が地域の防災リーダーとなるような支援をしていきたい。</p>
<p>(5) 補助金の透明性・公平性の確保について 自主防災組織設置補助金や防災資機材等整備補助金など自主防災活動の充実と災害による被害の軽減を図る目的で多くの補助金を交付しているが、交付にあたっては市民への透明性・公平性の確保に努めるとともに、特に、災害が発生した時点で補助金の効果や成果が評価されるので、この点に留意しながら、平常時から補助効果を評価できる仕組みを検討すること。【検討事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年 5月 2日 補助の対象となる防災資機材については災害時に必要となる資機材を要綱で例示するなど効果が発揮できるように努めている。 また、市民への透明性・公平性を確保するため、今後も引き続き適正な執行に努める。 事業評価については、申請時に自主防災組織の活動状況を確認しているほか、地域での活動事例の発表を設けるなど、自主防災に関する活動の活性化に今後も努めていく。</p>

【人権・同和課、人権学習センター、人権プラザ小牧、人権プラザ神前、人権プラザ赤堀、人権プラザ天白】

<p>共通(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務については、減少傾向にあり、努力の成果が見受けられるものの、依然1人当たり年平均で360時間を超える所属があり、また特定の職員に業務が集中している所属もある。については、労働基準法・労働安全衛生法など労務管理制度を所属長が十分理解・認識し職員の健康管理に注意しながらその徹底に努めるとともに、事務処理の簡素化や業務内容の見直し、応援体制の構築などに取組み、業務の効率性の面からも時間外勤務の削減に努めること。併せて、特定の職員に業務が偏らないよう特に注意をすること。【努力要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成19年12月19日 任務分担を見直し、特定の職員に業務が偏らないようにするとともに、応援体制の構築等を行った。今後も労務管理を徹底するとともに時間外勤務の縮減に努めていきたい。</p>
--	---

<p>(1)スポーツグラウンドの借地について 寺方町二区グラウンドについては、他の3地区とは異なり、自治会所有地を借地しスポーツグラウンドとして整備しているが、借地面積など他地区との整合性を図るとともに、買取りを含め借地のあり方について再検討すること。【検討事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成20年5月2日 同和行政推進審議会 施設・財産部門において、現在、活用等を含め、審議しており、その審議内容を踏まえ、検討したい。</p>
<p>(2)人権プラザの活性化について 人権プラザは、人権のまちづくり支援に向けた事業を展開するうえで、地域住民の交流施設として重要な役割を担っている。今後、同和行政推進のための新たな仕組みの方向性について、同和行政推進審議会から出される答申に基づき、人権プラザの更なる活性化に努めるよう要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成20年5月2日 平成19年8月に同和行政推進審議会から出された「四日市市における今後の同和行政のあり方について(答申)」の具体化を図るための仕組みについて(答申)に基づき、同和行政推進審議会及び人権施策推進懇話会において人権プラザの活性化に向けた審議を行っている。 これらの審議内容を踏まえ、施策に生かしていきたい。</p>
<p>(3)地域リーダーの育成について 身近な地域社会のなかで、人権に関して指導・助言できる指導者の役割は極めて重要であるので、各地区や企業のなかで地域社会において活躍していただける地域リーダーの育成に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年5月2日 平成19年度よりよっかいち人権大学「あすてっぷ」を開講しており、全市的に地域リーダー育成を進めている。 また、今後も人権のまちづくり事業及び人権プラザ事業における広報・啓発事業の中で地域リーダーの育成を進めていく。</p>
<p>(4)同和対策補助金について 1965年の同和対策審議会答申に基づき、1969年の同和対策事業特別措置法以降、同和問題解決に向け各種行政施策が展開され、同和地区へ各種補助金が支出されてきた。今日、同和対策事業が一般施策へ移行したものの、地区住民の生活実態および地区住民への心理的差別が依然として解消されていない実態を鑑みると、地区住民の自主・自立のための補助金は一定必要と思われるが、常に見直しを行なうとともに、行政の責任として、公平性・透明性の確保に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成19年12月19日 平成19年度をもって自治会補助金の交付が終わり、全ての同和対策補助金を廃止して、今後は一般施策の中で対応していく方針である。</p>

## 平成19年度 定期監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査  
 2 監査対象 選挙管理委員会事務局
- 3 監査実施期間 平成19年8月23日  
 4 監査結果報告 平成19年11月5日

### 監査の結果(所見)

### 措置(具体的内容)・対応状況

<p>(1)選挙開票事務について        選挙の開票作業について、少しずつ省力化は図られているものの、庁内から多数の職員を動員し、人手に頼り開票作業を行っている。また、有権者からも一刻も早い結果の発表が期待されており、IT技術を導入するなどして、作業の省力化、作業時間の短縮について、一層の研究をされたい。        【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年 5月 2日        平成19年4月8日執行の三重県議会議員選挙において、初めて自書式投票用紙読取分類機を5台使用し、市議会議員選挙では13台、参議院議員選挙では5台使用して開票の迅速化を図った。本年12月23日任期満了の市長選挙は電子投票で行う予定であり、さらに開票事務の省力化と迅速化を図っていく。</p>
<p>(2)投票率の向上について        投票率向上に向けて選挙啓発運動を展開している。「候補者のアピール」とか「有権者にとって関心が深い争点か」等により投票率が左右される部分もあるが、投票は有権者の権利であり、それを行使できるよう投票環境の整備に努力することを要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成20年 5月 2日        平成19年4月8日執行の三重県知事・三重県議会議員選挙において、これまで2ヶ所だった期日前投票所を3ヶ所にした。本年12月23日任期満了の市長選挙においては、有権者数が7,000人を超える3投票所のうち、桜投票区について分割を行い、桜地区の投票所を2ヶ所から3ヶ所に1ヶ所増設する予定である。</p>